

## 警 察 署 協 議 会 会 議 録

粕屋警察署協議会

開催年月日時	令和8年2月10日 午後2時00分 から 令和8年2月10日 午後3時20分 まで	
開催場所	粕屋警察署3階会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下13名
	警察署	署長、副署長、会計管理官、生活安全管理官、 地域管理官、刑事管理官、交通管理官、 総務第二課長、警備課長
議 事 概 要		
<p><b>【開会】</b></p> <p><b>【会長挨拶（要旨）】</b></p> <p>○ 本日の警察署協議会開催にあたり、警察署協議会の役割を再確認すると、「警察署の業務運営に民意を反映させるため、その在り方を委員に聴くための場」「警察署の業務運営を委員に説明し、その理解と協力を求める場」となっている。</p> <p>協議会委員のみなさまには、積極的な質問、意見、提案などを和やかな雰囲気活発に行っていただきたい。</p> <p><b>【署長挨拶（要旨）】</b></p> <p>○ 本年初めての協議会で今年1年の警察署の在り方を説明するところであるが、当署員が懲戒処分となった事案が発生したことにお詫び申し上げます。</p> <p>今後このようなことがないよう、指導教育を行っていくので、本日の協議会においても遠慮なく質疑、御意見等あれば声をあげていただき、それを生かして期待に応えるべく、今年一年も頑張っていく所存である。</p> <p>○ 当署員の懲戒処分事案（窃盗等事案）の説明について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案の概要</li> <li>・ 捜査結果及び処分内容</li> <li>・ 再発防止対策</li> </ul> <p><b>【令和7年活動結果報告及び令和8年活動重点事項】</b></p> <p>○ 副署長が令和7年の治安概況、各部門の活動重点への取組状況及び令和8年の活動重点事項を説明</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>		

## 議 事 概 要

- 委員から、「粕屋署管内における道路や標識など道路関連施設に関する要望件数の推移と内容等について教えていただきたい。また、道路関連施設ごとの管轄の区分の教示、警察の管轄施設の場合の要望方法や要望先が複数である場合の適切な要望方法についても教示願いたい。」旨の意見が述べられ、交通管理官が、「道路や標識の要望については、増加傾向にあり、横断歩道、一時停止など生活に身近な要望が多くなっている。また、道路関連施設については公安委員会（警察）が設置・管理の規制標識や指示標識、規制標示及び指示標示と道路管理者（市町村）が設置・管理の案内標識、警戒標識、区画線などがある。警察への信号・標識の意見要望は、県警ホームページに『信号機BOX』と『標識BOX』にというページがあり、設置の条件や要領などが記載されており、要望を受け付け調査するので活用して欲しい。もちろん、直接交通規制係に相談も可能である。道路管理者が対象となる案内標識、警戒標識、区画線などは市役所や町役場の担当部署に相談いただきたい。」と福岡県警察ホームページを示したうえで、説明を行った。
- 委員から、「先日、店の駐車場の入口が分からず、近くの横断歩道から車で歩道に誤進入し、そのまま歩道を走行するという事案があった。この場合、店側が何か対応できることはあるか」旨の意見が述べられ、交通管理官が、「店舗敷地に案内表示を掲げ誤進入を防ぐなどの対策が有効的かと思われる。また、歩道の道路管理者にポストコーンの設置を依頼し物理的に進入できなくするなどの対策も考えられる。対策を講じても常習的に違反がある場合などは遠慮なく110番して欲しい。」などのアドバイスを行った。
- 委員から、「通学路の見直しについて学校と話を進めた結果、歩道の改善が必要との話が出た。このような課題や問題点等はどうのようなルートで相談や提案をするべきか。」旨の意見が述べられ、交通管理官が、「委員の対象とする通学路を確認したところ、アンダーパスへ通じる歩道の改善に関しては、ちょうど交差点で国道と市町村道が交差しており管理者が判然としない部分もあるため、階段設置や設置物の撤去などに関しては、まずは役場の担当者に相談願いたい。」旨の回答があった。
- 委員から「以前通学路にあるアンダーパスに、不審者が出たという話があった。安全のため防犯カメラの設置は可能か。」との意見が述べられ、生活安全管理官が「防犯カメラの設置は警察ではなく自治体などが行うため、管理やランニングコストの関係などをどこが行うのか決める必要がある。また通学路等の道路は道路管理者の施設のため、設置の許可等が必要となるので、それぞれで協議が必要となると思われる。」旨の回答があった。
- 委員から、「令和7年の活動結果の中に事故の多発地域の紹介があったが、道路や標識など道路の形状等を工夫すれば緩和されることがあるのではないか。」旨の意見が述べられ、副署長が、「車線が増減するなど道路の形状によっては、事故が誘発されるといった傾向もあるかもしれないが、対策については道路管理者側の予算の関係もあると思うので、一概には言えない。」旨の回答があった。

## 議 事 概 要

- 委員から、「粕屋警察署だよりを拝見しており、各町の犯罪の発生状況などを載せてあるが、さらに分析結果や防犯メッセージを載せてみたらいかか」旨の意見が述べられ、署長から「今後もみなさんに分かりやすい言葉等を使って、警察署からの情報発信源として改善しながら作成していく。」旨の回答があった。
- 委員から、「先日テレビで飲酒運転通報訓練が流れており、飲食店が飲酒運転の疑われる者を認知し通報するというシチュエーションであった。飲食店も客と商売の板挟みで難しいと思うが、そもそも車を運転する者に酒を提供してはならないとなっているので、疑わしい者に酒類を提供しない対策をしなければならず、飲酒運転容疑者が飲食店から出ていくのは例としてはおかしいのではないか」旨の意見が述べられ、署長から「想定として合っているかどうかは店側としても難しい問題ではあるが、現実には発生している事例を選んでいる。当然店側も働きかけを行っている中で、それでも実際に飲酒運転を行う者もいるので、みなさんへの意識付けという意味でも訓練を行っており、今後も疑わしい者がいればぜひ通報していただきたい。」旨の回答があった。
- 委員から、「飲酒運転防止に関して、代行運転の利用促進をもっと行うべきではないか」旨の意見が述べられ、署長から「粕屋署管内は博多天神などの中心街よりもタクシーや代行が少ない現状もある。タクシーや代行業者も商売であり、粕屋管内に多く常駐してくれと強制することはできないので、現在活用されているアプリ等を利用してタクシーや代行を積極的に使用してほしい。また、こういった要望があることを何かの機会を通じてタクシーや代行業者に発信していきたい。」旨の回答があった。

**【退任者挨拶】**

**【閉会】**